

○技能職員の給与等に関する訓令

平成12年 3 月 29 日

警察本部訓令第11号

警 察 本 部 長

技能職員の給与等に関する訓令を次のように定める。

技能職員の給与等に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、技能職員（技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する訓令（昭和44年埼玉県警察本部訓令第12号）第2条に定める技能職員をいう。以下同じ。）の給与、退職手当及び旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給料)

第2条 給料の額は、給料表（別表第1）に定めるところによる。

2 給料の支給方法は、職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）の適用を受ける職員の例による。

(職務の分類)

第3条 技能職員の職務は、その職務の特殊性及び責任の度に応じ、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別基準職務表（別表第2）に定めるとおりとする。

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第4条 技能職員の初任給、昇格、昇給等の基準は、次項から第5項まで及び次条の規定によるほか、職員の給与に関する条例及び初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則7-221）の規定の例による。この場合において、同条例第4条第8項中「55歳（委員会規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で委員会規則で定めるもの）」とあるのは「技能職員（一種）は55歳、技能職員（二種）は57歳」と読み替えるものとし、同規則別表第4中「100分の50以下」とあるのは「100分の80以下」と読み替えるものとする。

2 新たに技能職員となる者の職務の級は、級別基準職務表に定める基準に従い決定するものとする。

3 新たに技能職員となった者の号給は、前項の規定により決定された職務の級の号給のうち、当該技能職員の職員の種類及び学歴免許に応じて初任給基準表（別表第3）に掲げる号給とする。

4 技能職員を昇格させた場合における当該技能職員の号給は、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格時号給対応表（別表第4）の昇格後の号給欄に定める号給とする。

5 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用された技能職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第2条第1項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する訓令第3条の規定によりその例によることとされる埼玉県警察処務規程（昭和38年埼玉県警察本部訓令第12号）第15条の2第1項第2号の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同規程第12条に規定する日勤制勤務の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（扶養手当等）

第5条 扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準じる手当を含む。）、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当の額並びに支給方法については、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。

2 職員の給与に関する条例第19条第1項に規定する基準日現在において主任の職に引き続き在職した期間（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第16条又は第17条の規定の例により給料月額を決定された職員にあっては、その者の給料月額を決定する際これに相当する期間とされた期間を含む。）が2年以上の技能職員の期末手当基礎額は、職員の給与に関する条例第19条第4項に規定する合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に期末手当及び勤勉手当職務加算表（別表第5）の職務の級に応じた割合を乗じて得た額を加算した額とする。

3 前項の規定は、勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同項中「第19条第4項」とあるのは「第19条の4第3項」と読み替えるものとする。

（退職手当）

第6条 退職手当の額及び支給方法については、職員の退職手当に関する条例（昭和38年埼玉

県条例第18号)の適用を受ける職員の例による。ただし、同条例第7条の4第3項において委員会規則で定めることとされる事項については、警察本部長が定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職手当の調整額に係る職員の区分に関する規則(平成18年埼玉県人事委員会規則7-856)の適用は、同規則別表イ及びロ中「職員の給与に関する条例の行政職給料表」とあるのは「技能職員の給与等に関する訓令の給料表」とする。

(旅費)

第7条 旅費の額及び支給方法については、職員の旅費に関する条例(昭和27年埼玉県条例第20号)の適用を受ける職員の例による。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される者の給与等)

第8条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年埼玉県条例第1号)第2条第1項の規定により同項各号に掲げる機関に派遣される技能職員の給与、退職手当及び旅費については、同条例第4条から第7条までの例による。

(修学部分休業をする者の給与)

第9条 技能職員が、地方公務員法第26条の2第1項の規定により修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与は、職員の修学部分休業に関する条例(平成23年埼玉県条例第9号)第3条の例による。

(育児休業をする者等の給与等)

第10条 技能職員が育児休業をしている期間の給与については、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第4条第2項及び職員の育児休業等に関する条例(平成4年埼玉県条例第6号)第7条の例による。

- 2 育児休業をした技能職員が職務に復帰した場合の給与及び退職した場合の退職手当の取扱いについては、職員の育児休業等に関する条例第8条及び第9条の例による。

- 3 技能職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与については、職員の育児休業等に関する条例第32条の例による。

(自己啓発等休業をする者の給与)

第11条 技能職員が自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

(配偶者同行休業をする者の給与)

第12条 技能職員が配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

(補則)

第13条 この訓令に定めるもののほか、技能職員の給与について必要な事項は、警察本部長が別に定めることができる。

附 則

1 この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

2 技能職員の給料月額、平成14年3月31日までの間、第2条から第4条の規定にかかわらず、これらの規定に基づき定められる給料月額からその100分の2.5に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、次に掲げる手当の額等の算出の基礎となる給料月額は、これらの規定に基づき定められる額とする。

(1) 第5条に規定する手当（第5条第1項の規定により支給する調整手当を除き、他の手当の額及び次号に掲げる勤務1時間当たりの給与額の算出の基礎となる調整手当を含む。）の額

(2) 第5条に規定する手当の額の算出の基礎となる勤務1時間当たりの給与額

3 平成11年10月1日以降に、新たに技能職員となった者の給料月額に係る前項の規定の適用については、技能職員となった日から1年に達する日の属する月の末日までの間に限り、同項中「100分の2.5」とあるのは「100分の1.25」とする。ただし、技能職員以外の県費支弁の職員が人事交流等により引き続いて技能職員となった場合は、この限りでない。

4 当分の間、技能職員の給料月額は、当該技能職員が60歳（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年埼玉県条例第31号）第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年埼玉県条例第4号）第3条第2号に掲げる職員に相当する技能職員にあつては63歳）に達した日後における最初の4月1日以後、当該技能職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該技能職員の属する職務の級並びに第4条第1項、第3項及び第4項の規定により当該技能職員の受ける号給に応じた額（この給料月額を計算する場合には、別表第1の備考の規定（以下この項において「給料表の備考」という。）を適用しないものとする。）に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）に給料表の備考を適用させた額とする。

5 前項の規定は、次に掲げる技能職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される技能職員その他の法律により任期を定めて任用される技能職員及び

非常勤の技能職員

- (2) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している技能職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた技能職員を除く。）

（退職手当に関する経過措置）

- 6 当分の間、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第3条第2号に掲げる職員に相当する技能職員に対する第6条の規定によりその例によることとされる職員の退職手当に関する条例附則第34項、第35項及び第38項の規定の適用については、同条例附則第34項及び第35項中「60歳」とあるのは「63歳」とし、同条例附則第38項中「定年（附則第36項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号及び第2号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第3号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とする。）」とあるのは「定年（附則第36項各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、同項第1号及び第2号に掲げる職員にあつては65歳とし、同項第3号に掲げる職員にあつては規則で定める年齢とし、職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあつては63歳とする。）」とする。

附 則（平成13年3月30日警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成13年6月21日警察本部訓令第22号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月27日警察本部訓令第54号）

この訓令は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成15年3月31日警察本部訓令第16号）

- 1 この訓令は、平成15年4月1日から施行する。〔後略〕

附 則（平成15年5月30日警察本部訓令第23号）

この訓令は、平成15年6月1日から施行する。

附 則（平成15年8月19日警察本部訓令第29号）

- 1 この訓令は、平成15年8月19日から施行する。
- 2 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き給料表の適用を受ける技

能職員に対する改正後の給与等に関する訓令（以下「改正後の訓令」という。）第４条第１項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

施行日から平成18年３月31日まで	技能職員（一種）は55歳	技能職員（一種）は58歳
	57歳	60歳
平成18年４月１日から平成20年３月31日まで	技能職員（一種）は55歳	技能職員（一種）は57歳
	57歳	59歳
平成20年４月１日から平成22年３月31日まで	技能職員（一種）は55歳	技能職員（一種）は56歳
	57歳	58歳

- ３ 施行日以後新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員のうち、任用の事情等を考慮して前項の規定の適用を受ける技能職員との権衡上必要があると認められる技能職員については、改正後の訓令第４条第１項の規定にかかわらず、警察本部長の定めるところにより、昇給させることができる。
- ４ 改正後の訓令第４条第１項の規定は、同項の規定の適用を受ける技能職員についての同項の規定の適用を受けるに至った日前に行われた昇給の効果に影響を及ぼすものではない。

附 則（平成15年10月21日警察本部訓令第41号）

この訓令は、平成15年11月１日から施行する。

附 則（平成17年３月31日警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成17年３月31日から施行する。

附 則（平成17年12月27日警察本部訓令第44号）

- １ この訓令は、平成18年１月１日から施行する。
- ２ 平成18年１月の給料月額については、改正後の別表第１の規定にかかわらず、一般職員の同月の給料月額の特例措置の例により、調整することができる。

附 則（平成18年３月31日警察本部訓令第25号）

（施行期日）

- １ この訓令は、平成18年４月１日から施行する。

（特定の職務の級の切替え）

2 この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1に掲げられている職務の級であった技能職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

（号給の切替え）

3 施行日の前日において技能職員の給与等に関する訓令（以下「給与訓令」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた技能職員の施行日における号給（以下「新号給」という。）は、次項に規定する技能職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（附則第5項各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める期間）に応じて附則別表第2に定める号給とする。

（職務の級における最高号給を超える給料月額の切替え）

4 施行日の前日において給与訓令別表第1の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた技能職員の施行日における号給は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める号給とする。

(1) 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額（以下「旧給料月額」という。）が切替日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）に応じた附則別表第3の旧給料月額欄に掲げられている技能職員 旧級、旧給料月額及びその者が旧給料月額を受けていた期間（附則第5項各号に掲げる職員にあっては、当該各号に定める期間）に応じて附則別表第3に定める号給

(2) 前項に掲げる職員以外の職員 新級における最高の号給

（警察本部長の定める技能職員及び期間）

5 次の各号に掲げる職員に係る旧号給を受けていた期間又は旧給料月額を受けていた期間に該当する期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

(1) 切替日前において特別昇給以外の事由により給与訓令の改正等がないものとした場合において旧号給又は給料月額（改正前の給与訓令別表第1の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額に限る。以下この項において同じ。）からの昇給に係る昇給期間を短縮されていた職員 旧号給又は給料月額を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間

(2) 切替日前において特別昇給をした職員のうち、給与訓令の改正等がないものとした場合

における特別昇給後の最初の昇給の予定の時期が切替日以後となる職員 旧号給又は給料月額を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間

- (3) 給与訓令の改正等がないものとした場合における切替日以後の最初の昇給について、切替日前において昇給延伸の事由に該当した職員 切替日以後良好な成績で勤務したものとした場合の旧号給又は給料月額を受けたとみなす日から切替日の前日までの期間に相当する期間

- (4) 給与訓令の改正等がないものとした場合において改正前の給与訓令第4条の規定により切替日以後の昇給がないこととなる職員

(施行日前の異動者の号給の調整)

- 6 施行日前に職務の級を異にして異動した技能職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、警察本部長の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(技能職員が受けていた号給等の基礎)

- 7 附則第2項から前項までの規定の適用については、技能職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与訓令又は附則第12項の規定による改正前の技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令（平成15年埼玉県警察本部訓令第29号）附則第3項及びこれらに基づく警察本部長の定めに従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 8 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける技能職員で、その者の受ける給料月額（以下この項において「改正後給料月額」という。）が同日において受けていた給料月額（平成22年11月1日において技能職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.53を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）。以下この項において「改正前給料月額」という。）に達しないこととなる技能職員には、改正後給料月額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額が1円以上となる場合に限る。）を給料として支給する。

- (1) 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間 改正前給料月額と改正後給料月額との差額（以下この号及び次号において単に「差額」という。）から差額の2分の1に相当する額（その額が1万円を超えるときは、1万円）を減じた額（その額に1円未満の端数

を生じたときは、これを切り捨てた額)

- (2) 平成25年4月1日以降 差額から1万円に平成24年4月1日から給料の支給日までの期間に1年を加えた期間の年数(その年数に1年未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た額を減じた額

- 9 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される技能職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能職員には、警察本部長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 10 前2項の規定による給料を支給される技能職員に関する給与訓令第5条第2項(給与訓令第5条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、給与訓令第5条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令(平成18年埼玉県警察本部訓令第25号)附則第8項及び第9項の規定による給料の額との合計額」とする。

(補則)

- 11 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

(技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令の一部改正)

- 12 技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令(平成15年埼玉県警察本部訓令第29号)の一部を次のように改正する。

附則第2項から第4項までを削る。

附則別表第1(附則第2項関係)

職務の級の切替表

旧 級	新 級
4 級	4 級
5 級	
6 級	5 級

附則別表第 2（附則第 3 項関係）

号給の切替表（附則第 3 項関係）

旧号給	旧 級 経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	3 月未満		1	1	1	5	1
	3 月以上 6 月未満		2	1	1	6	1
	6 月以上 9 月未満		3	1	1	7	1
	9 月以上12月未満		4	1	1	8	1
	12月以上		5	1	1	9	1
2	3 月未満	1	5	1	1	9	1
	3 月以上 6 月未満	2	6	2	2	10	1
	6 月以上 9 月未満	3	7	3	3	11	1
	9 月以上12月未満	4	8	4	4	12	1
	12月以上	5	9	5	5	13	1
3	3 月未満	5	9	5	5	13	1
	3 月以上 6 月未満	6	10	6	6	14	2
	6 月以上 9 月未満	7	11	7	7	15	3
	9 月以上12月未満	8	12	8	8	16	4
	12月以上	9	13	9	9	17	5
4	3 月未満	9	13	9	9	17	5
	3 月以上 6 月未満	10	14	10	10	18	6
	6 月以上 9 月未満	11	15	11	11	19	7
	9 月以上12月未満	12	16	12	12	20	8
	12月以上	13	17	13	13	21	9
5	3 月未満	13	17	13	13	21	9
	3 月以上 6 月未満	14	18	14	14	22	10
	6 月以上 9 月未満	15	19	15	15	23	11
	9 月以上12月未満	16	20	16	16	24	12

	12月以上	17	21	17	17	25	13
6	3月未満	17	21	18	17	25	13
	3月以上6月未満	18	22	19	18	26	14
	6月以上9月未満	19	23	20	19	27	15
	9月以上12月未満	20	24	21	20	28	16
	12月以上	21	25	22	21	29	17
7	3月未満	21	25	22	21	29	17
	3月以上6月未満	22	26	23	22	30	18
	6月以上9月未満	23	27	24	23	31	19
	9月以上12月未満	24	28	25	24	32	20
	12月以上	25	29	26	25	33	21
8	3月未満	25	29	26	25	33	21
	3月以上6月未満	26	30	27	26	34	22
	6月以上9月未満	27	31	28	27	35	23
	9月以上12月未満	28	32	29	28	36	24
	12月以上	29	33	30	29	37	25
9	3月未満	29	33	30	29	37	25
	3月以上6月未満	30	34	31	30	38	26
	6月以上9月未満	31	35	32	31	39	27
	9月以上12月未満	32	36	33	32	40	28
	12月以上	33	37	34	33	41	29
10	3月未満	33	37	34	33	41	29
	3月以上6月未満	34	38	35	34	42	30
	6月以上9月未満	35	39	36	35	43	31
	9月以上12月未満	36	40	37	36	44	32
	12月以上	37	41	38	37	45	33
11	3月未満	37	41	38	37	45	33
	3月以上6月未満	38	42	39	38	46	34

	6 月 以 上 9 月 未 滿	39	43	40	39	47	35
	9 月 以 上 12 月 未 滿	40	44	41	40	48	36
	12 月 以 上	41	45	42	41	49	37
1 2	3 月 未 滿	41	45	42	41	49	37
	3 月 以 上 6 月 未 滿	42	46	43	42	50	38
	6 月 以 上 9 月 未 滿	43	47	44	43	51	39
	9 月 以 上 12 月 未 滿	44	48	45	44	52	40
	12 月 以 上	45	49	46	45	53	41
1 3	3 月 未 滿	45	49	46	45	53	41
	3 月 以 上 6 月 未 滿	46	50	47	46	54	42
	6 月 以 上 9 月 未 滿	47	51	48	47	55	43
	9 月 以 上 12 月 未 滿	48	52	49	48	56	44
	12 月 以 上	49	53	50	49	57	45
1 4	3 月 未 滿	49	53	50	49	57	45
	3 月 以 上 6 月 未 滿	50	54	51	49	58	46
	6 月 以 上 9 月 未 滿	51	55	52	50	59	47
	9 月 以 上 12 月 未 滿	52	56	53	50	60	48
	12 月 以 上	53	57	54	51	61	49
1 5	3 月 未 滿	53	57	54	51	61	49
	3 月 以 上 6 月 未 滿	54	58	55	51	62	50
	6 月 以 上 9 月 未 滿	55	59	56	52	63	51
	9 月 以 上 12 月 未 滿	56	60	57	52	64	52
	12 月 以 上	57	61	58	53	65	53
1 6	3 月 未 滿	57	61	58	53	65	53
	3 月 以 上 6 月 未 滿	58	62	59	54	66	54
	6 月 以 上 9 月 未 滿	59	63	60	55	67	55
	9 月 以 上 12 月 未 滿	60	64	61	56	68	56
	12 月 以 上	61	65	62	57	69	57

1 7	3 月未滿	61	65	62	57	69	57
	3 月以上 6 月未滿	62	66	63	57	70	58
	6 月以上 9 月未滿	63	67	64	58	71	59
	9 月以上12月未滿	64	68	65	58	72	60
	12月以上	65	69	66	59	73	61
1 8	3 月未滿	65	69	66	59	73	61
	3 月以上 6 月未滿	66	70	67	59	74	62
	6 月以上 9 月未滿	67	71	68	60	75	63
	9 月以上12月未滿	68	72	69	60	76	64
	12月以上	69	73	70	61	77	65
1 9	3 月未滿	69	73	70	61	77	65
	3 月以上 6 月未滿	70	74	71	61	78	66
	6 月以上 9 月未滿	71	75	72	61	79	67
	9 月以上12月未滿	72	76	73	62	80	68
	12月以上	73	77	74	62	81	69
2 0	3 月未滿	73	77	74	62	81	69
	3 月以上 6 月未滿	74	78	75	62	82	70
	6 月以上 9 月未滿	75	79	76	63	83	71
	9 月以上12月未滿	76	80	77	63	84	72
	12月以上	77	81	78	63	85	73
2 1	3 月未滿		81	78	63	85	73
	3 月以上 6 月未滿		82	79	64	86	74
	6 月以上 9 月未滿		83	80	64	87	75
	9 月以上12月未滿		84	81	64	88	76
	12月以上		85	82	65	89	77
2 2	3 月未滿		85	82	65	89	77
	3 月以上 6 月未滿		86	83	65	90	78
	6 月以上 9 月未滿		87	84	66	91	79

	9 月 以上 12 月 未 満		88	85	66	92	80
	12 月 以上		89	86	67	93	81
2 3	3 月 未 満		89	86	67	93	81
	3 月 以上 6 月 未 満		90	87	67	94	82
	6 月 以上 9 月 未 満		91	88	68	95	83
	9 月 以上 12 月 未 満		92	89	68	96	84
	12 月 以上		93	90	69	97	85
2 4	3 月 未 満		93	90	69	97	85
	3 月 以上 6 月 未 満		94	91	70	98	86
	6 月 以上 9 月 未 満		95	92	71	99	87
	9 月 以上 12 月 未 満		96	93	72	100	88
	12 月 以上		97	94	73	101	89
2 5	3 月 未 満		97	94	73	101	89
	3 月 以上 6 月 未 満		98	95	73	102	90
	6 月 以上 9 月 未 満		99	96	74	103	91
	9 月 以上 12 月 未 満		100	97	74	104	92
	12 月 以上		101	98	75	105	93
2 6	3 月 未 満		101		75	105	93
	3 月 以上 6 月 未 満		102		75	106	93
	6 月 以上 9 月 未 満		103		76	107	93
	9 月 以上 12 月 未 満		104		76	108	93
	12 月 以上		105		77	109	93
2 7	3 月 未 満		105		77		
	3 月 以上 6 月 未 満		106		78		
	6 月 以上 9 月 未 満		107		79		
	9 月 以上 12 月 未 満		108		80		
	12 月 以上		109		81		
2 8	3 月 未 満		109		81		

	3 月以上 6 月未満		110		82		
	6 月以上 9 月未満		111		83		
	9 月以上12月未満		112		84		
	12月以上		113		85		
2 9	3 月未満		113				
	3 月以上 6 月未満		114				
	6 月以上 9 月未満		115				
	9 月以上12月未満		116				
	12月以上		117				

附則別表第 3 （附則第 4 項関係）

旧級	経過期間 旧給料月額	3 月未満	3 月以上 6 月未満	6 月以上 9 月未満	9 月以上 12月未満	12月以上
	円					
4 級	365, 400	85	85	86	86	87
	367, 600	87	87	88	88	89
	369, 800	89	90	91	92	93
	372, 000	93	94	95	96	97
	374, 200	97	98	99	100	101
	376, 400	101	102	103	104	105
	378, 600	105	106	107	108	109
	380, 800	109	109	110	110	111
	383, 000	111	111	112	112	113
5 級	383, 000	109	110	111	112	113

附 則（平成18年 5 月22日警察本部訓令第33号）

この訓令は、平成18年 5 月22日から施行し、改正後の技能職員の給与等に関する訓令の規定

は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年12月26日警察本部訓令第50号）

この訓令は、平成19年12月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年10月30日警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成22年10月27日警察本部訓令第32号）

1 この訓令は、平成22年11月1日から施行する。

2 技能職員の給与等に関する訓令第5条第1項の規定により、職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）において、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年埼玉県条例第42号）附則第4項の規定の例による場合においては、同項第1号中「。）若しくは」とあるのは、「。）、技能職員の給与等に関する訓令別表第1の適用を受ける技能職員であってその職務の級及び号給がそれぞれ、技能職員の給与等に関する訓令及び技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令の一部を改正する訓令（平成22年埼玉県警察本部訓令第32号）附則別表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令（平成18年埼玉県警察本部訓令第25号）附則第8項から第10項までの規定による給料を支給される技能職員を除く。）若しくは」と読み替えるものとする。

附則別表（附則第2項関係）

職務の級	号給
1 級	1 号給から77号給まで
2 級	1 号給から112号給まで
3 級	1 号給から61号給まで
4 級	1 号給から48号給まで
5 級	1 号給から32号給まで

附 則（平成23年3月31日警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月12日警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成24年4月12日から施行し、第2条の規定による改正後の技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成26年3月28日警察本部訓令第27号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月30日警察本部訓令第34号）

1 この訓令は、平成26年6月1日から施行する。

2 この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する訓令第5条第2項別表第5の規定により、期末手当及び勤勉手当職務加算について100分の10の加算割合の適用を受けていた技能職員の期末手当及び勤勉手当職務加算割合は、平成28年12月に支給するものまで、なお従前の例による。

附 則（平成26年7月15日警察本部訓令第39号）

この訓令は、平成26年7月15日から施行する。

附 則（平成26年12月24日警察本部訓令第52号）

（施行期日等）

1 この訓令は、平成26年12月24日から施行する。ただし、第2条及び附則第4項から第7項までの規定は平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の技能職員の給与等に関する訓令（次項において「改正後の訓令」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の訓令の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の技能職員の給与等に関する訓令の規定に基づいて支給された給与は、改正後の訓令の規定による給与の内払とみなす。

（給料の切替えに伴う経過措置）

4 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける技能職員で、その者の受ける給料月額（以下この項において「切替後給料月額」という。）が同日において受けていた給料月額（以下この項において「切替前給料月額」という。）に達しないこととなる技能職員には、平成30年3月31日までの間、切替後給料月額のほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（その額が1円以上となる場合に限る。）を給料として支給する。

- (1) 切替日から平成28年3月31日までの間 切替前給料月額と切替後給料月額との差額（以下この項において単に「差額」という。）
- (2) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間 差額に3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- (3) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間 差額に3分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 5 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける技能職員（前項に規定する技能職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される技能職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能職員には、警察本部長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される技能職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能職員には、警察本部長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 前3項の規定による給料を支給される技能職員に関する技能職員の給与等に関する訓令第5条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第2項中「給料月額及びこれに対する地域手当の月額」とあるのは「給料月額と技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令（平成26年埼玉県警察本部訓令第52号）附則第4項から第6項までの規定による給料の額との合計額及びこれに対する地域手当の月額」とする。

附 則（平成27年3月17日警察本部訓令第10号）

この訓令は、平成27年3月17日から施行し、平成26年6月1日から適用する。

附 則（平成27年3月27日警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月30日警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成28年3月30日から施行し、改正後の別表第1の規定は、平成27年4月1日から適用する。ただし、改正後の別表第2の規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日警察本部訓令第30号）

この訓令は、平成28年12月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年12月27日警察本部訓令第30号）

この訓令は、平成29年12月27日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月29日警察本部訓令第12号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

（職務級の切替え）

- 2 この訓令の施行の日（以下施行日という。）の前日においてその者が属していた職務の級が附則別表の旧級欄に掲げられている職務の級であった技能職員の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級欄に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、警察本部長の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

（号給の切替え）

- 3 施行日の前日において技能職員の給与等に関する訓令（以下「給与訓令」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた技能職員の施行日における号給は、前項の規定によりその者が属することとなる新級の号給のうち、施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に対応する給料月額と同一の給料月額の号給（同一の給料月額の号給がないときは、直近下位の給料月額の号給）とし、旧号給に対応する給料月額が新級の最高の号給を超えるときは、当該最高の号給とする。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける技能職員で、その者の受ける給料月額（以下この項において「切替後給料月額」という。）が同日において受けていた給料月額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）（以下この項において「切替前給料月額」という。）に達しないこととなる技能職員には、切替後給料月額のほか、切替前給料月額と切替後給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける技能職員（前項に規定する技能職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される技能職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能職員には、警察本部長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 6 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される技能職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能職員には、警察本部長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 附則第4項の規定による給料が支給される技能職員であって、給与訓令附則第4項の規定の適用を受ける技能職員にあつては、附則第4項の規定にかかわらず、給与訓令附則第4項に定める給料月額のほか、施行日の前日における当該技能職員の受ける給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）と給与訓令附則第4項に定める給料月額との差額を給料として支給する。
- 8 附則第5項の規定による給料が支給される技能職員であって、給与訓令附則第4項の規定の適用を受ける技能職員にあつては、附則第5項の規定にかかわらず、警察本部長の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。
- 9 附則第6項の規定による給料が支給される技能職員であって、給与訓令附則第4項の規定の適用を受ける技能職員にあつては、附則第6項の規定にかかわらず、警察本部長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 10 前6項の規定による給料を支給される技能職員に関する給与訓令第5条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、同条第2項中「給料月額及びこれに対する地域手当の月額」とあるのは「給料月額と技能職員の給与等に関する訓令の一部を改正する訓令（平成30年埼玉県警察本部訓令第12号）附則第4項から第9項までの規定による給料の額との合計額及びこれに対する地域手当の月額」とする。

（給料の切替えに伴う退職手当に関する経過措置）

- 11 施行日の前日に在職する技能職員及び施行日以降に新たに給料表の適用を受けることになった技能職員が施行日以後に退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として職員の退職手当に関する条例（昭和38年埼玉県条例第18号。以下「退職手当条例」という。）の規定により計算した退職手当の額が、この訓令による改正

後の給与訓令に基づく給料月額（別表第１の備考の規定を適用しない額とする。）を基礎として退職手当条例の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、給与訓令第６条の規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべき同条の規定による退職手当の額とする。

（補則）

- 12 附則第２項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附則別表（附則第２項関係）

職務の級の切替表

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	
4 級	3 級
5 級	4 級
	5 級

（注） 平成29年４月１日において旧級５級に９年以上在級している技能職員のうち、技能職員（一種）で55歳以上又は技能職員（二種）で58歳以上の者を新級５級とし、それ以外の者を新級４級とする。

附 則（平成30年12月25日警察本部訓令第27号）

（施行期日等）

- 1 この訓令は、平成30年12月25日から施行し、平成30年４月１日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この訓令による改正後の技能職員の給与等に関する訓令（以下「改正後の訓令」という。）の規定を適用する場合においては、この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する訓令（以下「改正前の訓令」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の訓令の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

- 3 平成30年４月１日からこの訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に

において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、改正後の訓令の規定による号給が改正前の訓令の規定による号給に達しない技能職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の訓令の規定にかかわらず、改正前の訓令の規定による号給とするものとする。

- 4 施行日から平成31年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能職員との均衡上必要があると認められる技能職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(補則)

- 5 附則第2項から前項までに定められるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則 (令和元年12月24日警察本部訓令第17号)

(施行期日等)

- 1 この訓令は、令和元年12月24日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この訓令による改正後の技能職員の給与等に関する訓令（以下「改正後の訓令」という。）の規定を適用する場合においては、この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する訓令（以下「改正前の訓令という。」）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の訓令の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

- 3 平成31年4月1日からこの訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、改正後の訓令の規定による号給が改正前の訓令の規定による号給に達しない技能職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の訓令の規定にかかわらず、改正前の訓令の規定による号給とするものとする。

- 4 施行日から令和2年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなっ

た技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能職員との均衡上必要があると認められる技能職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(補則)

- 5 附則第2項から前項までに定められるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則 (令和2年3月27日警察本部訓令第10号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年12月23日警察本部訓令第37号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年12月23日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 この訓令による改正後の技能職員の給与等に関する訓令（以下「改正後の訓令」という。）の規定を適用する場合においては、この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する訓令（以下「改正前の訓令」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の訓令の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

- 3 令和4年4月1日からこの訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、改正後の訓令の規定による号給が改正前の訓令の規定による号給に達しない技能職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の訓令の規定にかかわらず、改正前の訓令の規定による号給とするものとする。
- 4 施行日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能職員との均衡上必要があると認められる技能職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(捕則)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則 (令和5年3月30日警察本部訓令第19号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の技能職員の給与等に関する訓令(次項において「改正後の訓令」という。)附則第4項及び第5項の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。次項において「令和3年改正法」という。)附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している技能職員には適用しない。
- 3 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された技能職員をいう。以下同じ。)のうち地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(次項及び附則第5項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。)を除いた技能職員の給料月額、当該技能職員が定年前再任用短時間勤務職員(改正後の訓令第4条第5項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)であるものとした場合に適用される改正後の訓令第2条第1項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該技能職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている、暫定再任用職員のうち暫定再任用短時間勤務職員を除いた技能職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する訓令(昭和四十四年埼玉県警察本部訓令第12号)第3条の規定によりその例によることとされる埼玉県警察処務規程(昭和38年埼玉県警察本部訓令第12号)第15条の2第1項第2号の規定により定められた当該技能職員の勤務時間を同規程第12条に規定する日勤制勤務の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。
- 5 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される改正後の訓令第2条第1項の給料表の定

年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、技能職員の給与、勤務時間等の勤務条件その他勤務に関する訓令第3条の規定によりその例によることとされる埼玉県警察処務規程第15条の2第1項第2号の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同規程第12条に規定する日勤制勤務の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 6 前3項に定めるもののほか、暫定再任用職員の給与については、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合における職員の給与に関する条例（昭和27年埼玉県条例第19号）の適用を受ける職員の例による。

（補則）

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

附 則（令和5年11月1日警察本部訓令第33号）

この訓令は、令和5年11月1日から施行する。

附 則（令和5年12月26日警察本部訓令第37号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和5年12月26日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 この訓令による改正後の技能職員の給与等に関する訓令（以下「改正後の訓令」という。）の規定を適用する場合においては、この訓令による改正前の技能職員の給与等に関する訓令（以下「改正前の訓令」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の訓令の規定による給与の内払とみなす。

（経過措置）

- 3 令和5年4月1日からこの訓令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、改正後の訓令の規定による号給が改正前の訓令の規定による号給に達しない技能職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の訓令の規定にかかわらず、改正前の訓令の規定による号給とするものとする。

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなっ

た技能職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能職員のうち、前項の規定の適用を受ける技能職員との均衡上必要があると認められる技能職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

(補則)

- 5 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、警察本部長が別に定める。

別表第1（第2条関係）

給 料 表

職 員 の 区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
	26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
	27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
	29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
	30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
	31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
	32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
	33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
	34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
	35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
	36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
	37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
	38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
	39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
	40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200
	41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
	42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
	43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
	44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
	45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
	46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
	47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700

48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,700
55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,500
56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,200
57	213,900	247,200	273,500	304,500	351,900
58	214,500	247,900	274,400	305,200	352,700
59	215,200	248,600	275,300	305,900	353,500
60	216,000	249,200	276,200	306,500	354,100
61	216,800	249,800	277,100	307,100	354,800
62	217,300	250,600	278,100	307,800	355,500
63	217,800	251,400	278,900	308,500	356,200
64	218,300	252,000	279,800	309,100	356,900
65	218,800	252,600	280,600	309,600	357,500
66	219,400	253,100	281,400	310,100	358,000
67	220,000	253,500	282,200	310,700	358,500
68	220,500	253,900	282,900	311,300	359,000
69	220,800	254,600	283,500	311,900	359,400
70	221,100	255,100	284,300	312,300	
71	221,400	255,500	285,100	312,800	
72	221,700	255,800	285,800	313,300	
73	221,900	256,000	286,500	313,600	
74	222,300	256,300	287,200	314,100	
75	222,600	256,700	287,900	314,600	
76	223,000	257,100	288,700	315,000	
77	223,200	257,400	289,200	315,200	
78	223,700	257,800	289,700	315,500	
79	224,000	258,200	290,100	315,800	
80	224,300	258,600	290,500	316,100	
81	224,600	258,900	290,900	316,400	
82	224,900	259,200	291,300	316,700	
83	225,200	259,500	291,800	317,000	
84	225,500	259,700	292,300	317,300	
85	225,800	259,900	292,600	317,500	
86	226,100	260,100	293,100	317,900	
87	226,400	260,400	293,700	318,200	
88	226,700	260,700	294,200	318,400	
89	227,000	260,900	294,500	318,600	
90	227,400	261,100	295,000	318,900	
91	227,700	261,400	295,500	319,200	
92	228,000	261,600	295,800	319,500	
93	228,200	261,900	296,200	319,700	
94	228,500	262,200	296,700	320,000	
95	228,800	262,500	297,200	320,300	
96	229,100	262,700	297,700	320,500	
97	229,300	262,900	298,000	320,700	
98	229,600	263,200	298,400	321,000	
99	229,800	263,400	298,900	321,300	
100	230,100	263,700	299,400	321,500	

	101	230,400	264,000	299,800	321,700	
	102	230,600	264,200	300,200		
	103	230,900	264,500	300,500		
	104	231,200	264,800	300,800		
	105	231,500	265,000	301,100		
	106	232,000	265,200	301,500		
	107	232,300	265,500	301,900		
	108	232,600	265,700	302,300		
	109	232,800	266,000	302,600		
	110	233,200	266,300	303,000		
	111	233,600	266,600	303,400		
	112	233,900	266,800	303,700		
	113	234,100	267,000	303,900		
	114	234,600	267,300	304,200		
	115	235,100	267,500	304,500		
	116	235,600	267,700	304,700		
	117	235,900	268,000	304,900		
	118	236,300	268,300	305,200		
	119	236,700	268,600	305,500		
	120	237,000	268,900	305,700		
	121	237,400	269,100	305,900		
	122		269,300	306,200		
	123		269,600	306,500		
	124		269,900	306,700		
	125		270,100	306,900		
	126		270,300	307,200		
	127		270,600	307,500		
	128		270,900	307,700		
	129		271,100	307,900		
	130		271,300	308,200		
	131		271,600	308,500		
	132		271,900	308,700		
	133		272,100	308,900		
	134		272,300			
	135		272,600			
	136		272,900			
	137		273,100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給与月額	基 準 給与月額	基 準 給与月額	基 準 給与月額	基 準 給与月額
		円	円	円	円	円
		194,600	205,700	224,200	245,000	275,700

備考 この表の適用を受ける技能職員の給料月額、この表の額に100分の101.571を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

別表第 2（第 3 条関係）

級 別 基 準 職 務 表

級	基 準 と な る 職 務	
	技 能 職 員 （一 種）	技 能 職 員 （二 種）
1 級	警察主事又は警察技師の職務	警察主事又は警察技師の職務
2 級	困難な業務に従事する警察主事 又は警察技師の職務	困難な業務に従事する警察主事 又は警察技師の職務
3 級	主任の職務	主任の職務
4 級	困難な業務に従事する主任の職務	困難な業務に従事する主任の職務
5 級	特に困難な業務に従事する主任 の職務	特に困難な業務に従事する主任 の職務

別表第3（第4条関係）

初 任 給 基 準 表

職 員 の 種 類	学 歴 免 許	初 任 給
技 能 職 員 （一種）	高 校 卒	1 級 25号給
	中 学 卒	1 級 13号給
技 能 職 員 （二種）	中 学 卒	1 級 9号給

- 備考 1 職員の種類欄の区分は、埼玉県警察組織規程（昭和51年埼玉県警察本部訓令第1号）第11条第3項に定めるところによる。
- 2 学歴免許等の区分は、初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第3に定めるところによる。
- 3 自動車運転及び機器操作の業務に従事する技師のうち、その就業に必要な免許等の資格を有する者の学歴免許欄の区分は「高校卒」とし、これらの者の経験年数は、その就業に必要な免許等の資格所得後のものとする。

別表第4（第4条関係）

昇格時号給対応表

昇格した日の 前日に受けて いた号給	昇格後の号給			
	2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	2	1	1
11	1	3	1	1
12	1	4	1	1
13	1	5	1	1
14	1	6	1	1
15	1	7	1	1
16	1	8	1	1
17	1	9	1	1
18	1	10	1	2
19	1	11	1	3
20	1	12	1	4
21	1	13	1	5
22	1	14	1	6
23	1	15	1	7
24	1	16	1	8
25	1	17	1	9
26	1	17	1	9
27	1	18	1	10
28	1	18	1	10
29	1	19	1	11
30	1	19	2	11
31	1	20	3	12
32	1	20	4	12
33	1	21	5	13
34	1	22	6	14
35	1	23	7	15
36	1	24	8	16
37	1	25	9	17
38	2	26	10	17
39	3	27	11	18
40	4	28	12	18
41	5	29	13	19
42	6	30	14	19
43	7	31	15	20

44	8	32	16	20
45	9	33	17	21
46	10	33	18	21
47	11	34	19	22
48	12	34	20	22
49	13	35	21	23
50	14	35	22	23
51	15	36	23	24
52	16	36	24	24
53	17	37	25	25
54	18	38	26	25
55	19	39	27	26
56	20	40	28	26
57	21	41	29	27
58	22	42	30	27
59	23	43	31	28
60	24	44	32	28
61	25	45	33	29
62	26	46	34	29
63	27	47	35	30
64	28	48	36	30
65	29	49	37	31
66	30	49	38	31
67	31	50	39	32
68	32	50	40	32
69	33	51	41	33
70	34	51	42	33
71	35	52	43	33
72	36	52	44	33
73	37	53	45	34
74	38	53	46	34
75	39	53	47	34
76	40	54	48	34
77	41	54	49	35
78	42	54	50	35
79	43	55	51	35
80	44	55	52	35
81	45	55	53	36
82	45	56	54	36
83	45	56	55	36
84	46	56	56	36
85	46	57	57	36
86	46	57	58	36
87	47	57	59	37
88	47	58	60	37
89	47	58	61	37
90	48	58	61	37
91	48	59	62	37
92	48	59	62	37

93	49	59	63	38
94	49	60	63	38
95	49	60	64	38
96	50	60	64	38
97	50	61	65	38
98	50	61	65	38
99	51	61	66	39
100	51	62	66	39
101	51	62	67	39
102	52	62	67	
103	52	63	68	
104	52	63	68	
105	52	63	69	
106	52	64	70	
107	53	64	71	
108	53	64	72	
109	53	65	73	
110	53	65	73	
111	53	65	74	
112	54	65	74	
113	54	66	75	
114	54	66	75	
115	54	66	76	
116	54	66	76	
117	55	67	76	
118	55	67	76	
119	55	67	76	
120	55	67	76	
121	55	67	76	
122		67	76	
123		67	76	
124		67	76	
125		67	76	
126		67	76	
127		67	76	
128		67	76	
129		67	76	
130		67	76	
131		67	76	
132		67	76	
133		67	76	
134		67		
135		67		
136		67		
137		67		

別表第 5（第 5 条関係）

期末手当及び勤勉手当職務加算表

職 務 の 級	加 算 割 合
職務の級 4 級の職員（在職 2 年以上の職員）	100分の 5
職務の級 5 級の職員	100分の 5